

学校法人神戸薬科大学評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 学校法人神戸薬科大学評議員の報酬等の支給基準（以下「本基準」という）は、学校法人神戸薬科大学寄附行為（以下「寄附行為」という）第57条に定めるところにより、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基準における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「学内評議員」とは、学校法人神戸薬科大学（以下「本法人」という）に勤務し、かつ、本法人の職員から選出された評議員をいう
- (2) 「外部評議員」とは、評議員のうち、学内評議員以外の者をいう
- (3) 「報酬」とは、評議員としての職務執行の対価として本法人が支払う財産上の利益をいう
- (4) 「退任謝礼金」とは、退任する評議員に対し本法人が支払う財産上の利益をいう
- (5) 「報酬等」とは、報酬及び退任謝礼金の総称をいう

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、評議員に対して報酬等を支給するものとする。

(報酬額)

第4条 評議員に対する報酬額は、評議員会に出席の都度1万円を支給する。

- 2 評議員会以外の会合等に出席したときは、出席者に5,000円を支給する。ただし、本法人に勤務する者が、学内で行われる会合に出席する場合は除く。
- 3 評議員が理事を兼任する場合は、別に定める理事の報酬を適用し、評議員の報酬は支給しない。

(退任謝礼金)

第5条 評議員が退任するときは、退任謝礼金を支給する。退任謝礼金は、1年あたり12,500円とし、在任年数を乗じて算定し、30万円を上限として支給する。ただし、評議員が理事を兼任した期間は、別に定める理事の退任謝礼金を適用し、評議員の退任謝礼金は支給しない。

(端数の処理)

第6条 退任謝礼金の計算金額において1万円未満の端数が生じたときは、これを1万円に切り上げるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(交通費)

第8条 会議開催時には、評議員に5,000円を支給する。ただし、本法人に勤務する者は除く。

- 2 第4条第2項に定める出席者に対し、交通費として5,000円を支給する。

3 会議が学外で開催されるときは、会議に出席する評議員のうち、本法人に勤務する者にも交通費として5,000円を支給する。

(評議員の出張)

第9条 評議員が校務のため出張するときは、別表に定めるとおり支給する。

(公表)

第10条 本法人は、本基準をもって私立学校法第137条の1第2号及び寄附行為第74条第1項第2号に掲げる報酬等の支給の基準として公表する。

(基準の改正)

第11条 本基準の改正は、評議員会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

本基準は、2020年4月1日から施行する。

2022年10月1日改正

2025年4月1日改正

別表

別表

区分		適用
交通費	新幹線	グリーン車
	在来線	グリーン車
	船舶	1等
	飛行機	上級シート
	車・バス	実費
宿泊料		15, 000円
日当	6時間未満	3, 000円
	6時間以上	6, 000円